

## 経営事項審査申請（防災協定の締結の有無） に必要な提出書類の変更

姫路土木事務所建設業課 H30.3.1

このたび、姫路市（以下「市」という。）が実施する「姫路市地域防災貢献事業所登録制度」における登録事業所の要件において、姫路市登録業者指名停止等措置要綱の規定に基づく指名停止を受けていない者である旨の規定が削除されたため、経営事項審査申請（審査基準日がH30.3.1以降分）に必要な提出書類を変更します。

### 【経営事項審査「防災協定の締結の有無」】

姫路市地域防災貢献事業所登録制度の登録事業所として受審する場合

項 目	審査基準日がH30.2.28以前分	審査基準日がH30.3.1以降分
提出書類	① 登録証（写し）1部 ② <u>指名停止を受けていないこと</u> の証明願（原本）1部	① 登録証（写し）1部 ② <u>〃（原本）を提示</u> <b>※事業所名及び代表者名は、経営事項審査申請者と一致していること。</b>

#### <注意>

- ア 原本を紛失した場合は、速やかに市に再発行を依頼してください。
- イ 事業所名及び代表者等の変更があった場合は、速やかに市に変更申請書を提出し、新しい登録証の交付を受けてください。
- ウ 市から新しい登録証を受けるまでの間に経営事項審査を申請する場合は、市に提出した申請書の写し（受理印があるものに限る。）で代用できます。